

事業者に期待される検査対応の基本姿勢

一般社団法人 原子力エネルギー協議会

2026 年 9 月

【はじめに】

2020 年 4 月に施行された改正原子炉等規制法（以下、「原子炉等規制法」という。）に基づく原子力規制検査は、施行開始から 5 年が経過したことを受け、原子力規制委員会（以下、「NRA」という。）と一般社団法人 原子力エネルギー協議会（以下、「ATENA」という。）の双方が検査制度に関する意見交換会合等を通じ振り返りを行うことで、運用面における様々な改善点が見えてきた。

本ポジションペーパーは NRA と ATENA が、これまで検査制度に関する意見交換会合及び面談等を通じて議論してきた内容を踏まえ、事業者に期待される検査対応の基本姿勢を取りまとめたものである。

本ポジションペーパーの情報等の取扱いについては、以下のとおりとする。

（免責）

ATENA、ATENA 従業員、会員、支援組織等本ポジションペーパーの作成に関わる関係者（以下、「ATENA 関係者」という。）は、本ポジションペーパーの内容について、明示黙示を問わず、情報の完全性及び第三者の知的財産権の非侵害を含め、一切保証しない。ATENA 関係者は、本ポジションペーパーの使用により本ポジションペーパー使用者その他の第三者に生じた一切の損失、損害及び費用についてその責任を負わない。本ポジションペーパーの使用者は、自己の責任において本ポジションペーパーを使用するものとする。

（権利帰属）

本ポジションペーパーの著作権その他の知的財産権（以下、「本件知的財産権」という。）は、ATENA に帰属する（国が作成したものを除く）。本件知的財産権は、本ポジションペーパーの使用者に移転せず、また、ATENA の承諾がない限り、本ポジションペーパーの使用者には本件知的財産権に関する何らの権利も付与されない。なお、本ポジションペーパーには原子炉等規制法の改正に伴い廃止されたガイド等を知識ベースとして保存するために、国が作成した資料を転載しているが、著作権法第 32 条第 2 項により、許諾等なく転載は可能である。

（本頁以下余白）

改定履歴

改定年月	版	改定内容	備考
2026 年 9 月 30 日	初版	新規制定	

1. 目的

原子力規制検査では、検査官と事業者が、安全性向上という共通の目的のもと、事実及び技術的根拠に基づく建設的な対話を行うことが重要である。

本基本姿勢は、原子力規制検査に対応する際の基本姿勢を示し、安全性向上に資する建設的な対話を現場で実践することを目的とする。

2. 基本姿勢

事業者は、安全確保の第一義的責任を有する主体として、規制の枠に留まらず継続的に安全性向上を追求する姿勢が重要であるという認識のもと、自らの技術的判断に責任を持ち、検査官との対話においても、事実及び技術的根拠に基づき誠実に対応する。

また、疑問や異なる見解がある場合には、率直に意見を共有し、建設的な議論を通じて相互理解を図る。

3. 事業者に期待される行動

(1) 事実及び技術的根拠に基づき誠実に説明する

検査官からの質問や指摘に対しては、推測や慣例ではなく、保安規定、手順書、設計書、運転経験、記録及びデータなど、客観的な根拠に基づき説明する。また、結果のみならず、判断に至った経緯及び根拠などの必要な情報を、誠実に説明する。

(2) 疑問や異なる見解は率直に共有し、相互理解を図る

検査官の見解に疑問や異なる考えがある場合には、遠慮や迎合によって議論を終えるのではなく、事実及び技術的根拠に基づき、自らの見解を具体的に伝える。

また、検査官の質問や指摘を受けた場合にはその背景を十分に確認するとともに、自らの考え方についてもわかりやすく説明し、論点や認識の相違を整理しながら相互理解を図る。

(3) 相互尊重の姿勢でコミュニケーションを行う

検査官と事業者は、それぞれ異なる役割と責任を担っている。互いの立場や専門性を尊重し、安全性向上という共通の目的のもと、誠実かつ建設的な対話を行う。

4. すべきこと・してはいけないこと

すべきこと (Do)

- ・ 事実と技術的根拠に基づき説明する
- ・ 疑問や異なる見解は率直に伝える
- ・ 相手の説明や意図を十分確認するよう努める
- ・ 相互理解を意識して論点を整理する
- ・ 安全性向上を目的として対話する
- ・ 結果のみならず、判断に至った経緯及び根拠を説明する

してはいけないこと (Don't)

- ・ 推測や慣例のみで説明する
- ・ 疑問を持ったまま説明を終える
- ・ 議論がかみ合わない場合などに、相手の説明や意図を改めて確認せずに議論を継続する
- ・ 「検査官の指摘だから」と、疑問や異なる見解があっても、そのまま受け入れる
- ・ 不透明な情報管理や、不適切事案の隠蔽をする
- ・ 是正措置や規制要求への適合方法を検査官に委ねる

以上

発行者：一般社団法人原子力エネルギー協議会

問合せ先 contact@atena-j.jp